

秋労発基 1115 第 1 号  
令和 5 年 11 月 15 日

関係団体の長 殿

秋田労働局長



建設業における労働災害防止対策の徹底及び令和 5 年度建設現場年末  
無災害運動の実施について

日頃より労働行政の推進について、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、秋田県内における令和 5 年の労働災害の死傷者数（休業 4 日以上）は、10 月  
末現在で 1,206 人と前年同期の 1,832 人に比べ 626 人（34.2%）の大幅な減少となっ  
ています。当該期間において労働災害が減少した大きな要因の 1 つは、昨年に比べ職  
場における新型コロナウイルスによる感染者数が減少したことであり、死亡者数につ  
いては、11 月 8 日現在で 12 人と前年 1 年間の死亡者数 14 人に迫る憂慮すべき状況  
となっています。

このうち、建設業における死傷者数は 165 人と前年同期の死傷者数 241 人に比べ 76  
人（31.5%）の減少となっていますが、死亡者数は 4 人と全産業における死亡者数の  
33.3%を占め、業種別では最も多い状況となっています。

事故の型別では、はしごや脚立、屋根等の建築物及び足場など高所からの「墜落・  
転落」災害が 41 人と最も多く、次いで「はさまれ・巻き込まれ」災害が 28 人、「転  
倒」災害が 19 人などとなっています。（別添資料 1～3）。

今後、作業環境の変動や、気象条件が悪化する時期を迎え、墜落・転落等をはじめ  
とする各種災害の多発が懸念されるところです。

当局におきましては、建設業への集中的な監督指導等の実施により、労働災害防止  
対策の徹底、自主的な安全衛生管理活動の推進等について指導しているところですが、  
貴団体におかれましても、かかる状況をご理解いただき、下記の重点事項及び各種労  
働災害防止対策の具体的実施事項につきまして会員事業場へ周知及び指導いただき  
ますようお願いいたします。

なお、気象条件の悪化や工事の輻輳化など労働災害の発生リスクが高くなる年末の  
建設現場における死亡・重篤災害の絶滅を目指し、12 月 1 日から 12 月 31 日まで「建  
設現場年末無災害運動」（別添リーフレット）を実施することとしておりますので、併  
せて会員事業場の皆様への周知をお願いします。



## 記

### I 重点事項

- 1 経営トップによる安全衛生に係る所信の表明及び労働者への周知
- 2 経営トップや安全管理者等による安全パトロールの実施

### II 各種労働災害防止対策の具体的実施事項

- 1 安全衛生管理体制の整備及び安全衛生活動の実施
  - (1) 事業場内の安全衛生管理体制の整備と安全衛生活動の活性化
  - (2) 建設労働者に対する安全衛生教育の徹底
  - (3) 工事着手前のリスクアセスメントの実施及び作業開始前の危険予知（KY）活動の実施
  - (4) 建設現場での労働災害防止のための基本的ルールの遵守
  - (5) 現場責任者による巡視及び点検の確実な実施
- 2 墜落・転落災害の防止
  - (1) 高さ2メートル以上の箇所での足場、作業床、手すり等の設置による墜落防止措置。これらが困難な場合、安全ネットの設置や墜落制止用器具（安全帯）の使用等の徹底
  - (2) 適切な墜落制止用器具（安全帯）の使用、保護帽（ヘルメット）の着用の徹底
  - (3) 開口部の養生及び危険箇所の表示
  - (4) 足場における「より安全な措置」として、わく組足場の上さん及びわく組足場以外の足場への幅木の設置
  - (5) 足場を設置する場合は、「手すり先行工法」を選択し、足場の組立て、解体時における墜落防止対策を徹底
- 3 建設機械、移動式クレーン等災害の防止
  - (1) 作業計画の策定による安全作業の確保、有資格者による運転操作の徹底
  - (2) 建設機械等の立入禁止区域の明確化、作業半径内の立入禁止措置の徹底及びやむを得ず立入る際の運転停止の徹底
  - (3) 機械との接触防止、機械の転落等の防止のための誘導者の配置及び誘導の徹底
  - (4) 荷のつり上げ作業時におけるつり荷下への立入禁止措置の徹底
- 4 土砂崩壊災害の防止
  - (1) 作業前等における地山の点検の実施

- (2) 掘削工事における土止め支保工の設置の徹底等
- 5 転倒災害の防止
- (1) 通路の整備、段差の解消（冬季には融雪剤の散布等）
  - (2) 適切な履物の着用
  - (3) 作業場所における整理整頓及び照明の確保等
- 6 交通労働災害の防止
- (1) 適正な労働時間及び走行管理等
  - (2) 交通法令の遵守
  - (3) 安全教育の実施、交通労働災害防止の意識高揚等
- 7 不安全行動による災害の防止
- (1) 危険軽視の行動を「黙認しない、見逃さない」の職場風土づくりの推進
  - (2) 「近道・省略行為」等のルール違反行為の禁止
- 8 職業性疾病の防止
- (1) 建築物等の解体、改修工事における石綿ばく露防止対策の確実な実施
  - (2) アーク溶接作業における粉じん障害防止及び溶接ヒュームばく露防止対策の徹底
  - (3) 化学物質取扱い作業におけるリスクアセスメントの実施及びその結果に基づきリスク低減措置の徹底

# 令和5年労働災害発生状況

( 10 月末 )

秋田労働局  
(令和5年11月8日作成)

資料 1

号別	業種別	年別	令和3年 (確定値)		令和4年 (確定値)		令和4年 1月~10月		令和5年 1月~10月		前年増減		秋田署		能代署		大館署		横手署		大曲署		本荘署												
			死	休業4 日以上	死	休業4 日以上	死	休業4 日以上	死	休業4 日以上	件	百分率	死	休業4 日以上	死	休業4 日以上	死	休業4 日以上	死	休業4 日以上	死	休業4 日以上	死	休業4 日以上	死	休業4 日以上									
			亡		亡		亡		亡		数	(%)	亡		亡		亡		亡		亡		亡		亡										
1~17	全業種合計	7	1220	14	3117	10	1832	11	1206	-626	-34.2	3	655	4	428	1	118	2	160	2	284	2	179	2	236	1	173	2	216	1	148	323	1	118	
	うち新型コロナを除く	7	1120	14	1155	10	866	11	840	-26	-3.0	3	318	4	334	1	74	2	82	2	152	2	145	2	123	1	125	2	110	1	101	89	1	53	
	うち新型コロナによる		100		1962		966		366	-600	-62.1		337		94		44		78		132		34		113		48		106		47	234		65	
1	製造業	2	218	2	321	2	221		168	-53	-24.0		60		59	1	22		12		50		43	1	48		27		27		9		14		18
	食品製造業		57	1	85	1	62		51	-11	-17.7		34		21		2		1		11		8	1	9		10		6		6				5
	木材・木製品製造業	1	43		30		23		27	4	17.4		1		5		3		3		10		13		4		3		3		1		2		2
	鉄鋼・非鉄・金属製品製造業		37		32		18		17	-1	-5.6		5		7		3		2		4		3				1		5			1		4	
	一般・輸送用機械器具製造業		20		38		20		15	-5	-25.0		1		3		8				7		9				2		1			3		1	
	電気機械器具製造業		14		23		7		14	7	100.0		2		6								2		2		3					3		3	
	上記以外の製造業	1	47	1	113	1	91		44	-47	-51.6		17		17	1	6		6		18		8		33		8		12		2		5		3
2	鉱業(鉱安法適用を除く)		3						4	4	-												2								1				
3	建設業	4	227	8	304	4	241	4	165	-76	-31.5	2	67	1	51		14	1	14	1	38	1	34		35	1	29	1	43		29		44		8
	土木工事業		73	3	119	1	98	2	50	-48	-49.0	1	20		16		2	1	4		14		11		17	1	9		25		10		20		
	建築工事業	3	123	3	117	2	81	2	90	9	11.1		19	1	26		4		8	1	21	1	18		13	1	17		17		7		7		8
	鉄骨・鉄筋家屋建築		18		12		9	1	16	7	77.8				4				2		5	1	3		1		3		2		4		1		
	木造家屋建築	3	77	3	78	2	60		44	-16	-26.7		13		10		2		1	1	15		12		10		7	1	15		10		5		4
	その他の建設業	1	31	2	68	1	62		25	-37	-59.7	1	28		9		8		2		3		5		5		7		1		2		17		
4	運輸交通業		113		132		101	2	85	-16	-15.8		42	1	41		8		6		7	1	12		24		14		12		5		8		7
	道路貨物運送業		95		97		70	2	68	-2	-2.9		36	1	29		8		5		5	1	11		5		13		8		4		8		6
5	貨物取扱業		1		2		1			-1	-100.0		1																						
6-2	林業	1	37	2	32	2	23	1	16	-7	-30.4		1		1		3		3	1	5		2	1	5		2		4	1	6		5		2
8	商業		192	1	256	1	189	1	134	-55	-29.1	1	83	1	61		13		17		32		16		22		15		17		19		22		6
	小売業		161	1	204	1	147		117	-30	-20.4	1	63		51		12		15		20		14		16		15		15		16		21		6
13	保健衛生業		214		1801		839	1	473	-366	-43.6		275	1	137		46		94		124		49		82		58		93		62		219		73
	社会福祉施設		154		1052		549	1	255	-294	-53.6		169	1	62		14		15		89		40		61		50		86		61		130		27
14	接客娯楽業		52		63		53	1	40	-13	-24.5		27		21		7	1	3		4		6		8		2		4		7		3		1
	飲食店		26		32		25		15	-10	-40.0		17		8		4		2				3		1		1		1		1		2		
15	清掃・と畜業		32	1	35	1	28		43	15	53.6		16		26		3		6		4		7		2		2	1	3		1				1
	上記以外の事業 6-1,7,9~12,16,17		131		171		136	1	78	-58	-42.6		83		31		2		5		20		8		10		23		13		9		8	1	2

労働者死傷病報告(休業4日以上)を集計したもの。死亡は内数。

## 令和5年 死亡災害発生状況（令和5年 11月 8日現在）

秋田労働局

No	署別	発生月	業種名	年齢 経 験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	秋田	2月	その他の卸売業 (8-1-9)	20歳代 (1~5年)	はさまれ、巻き込まれ	乗用車、バス、バイク	バスの整備において、被災者はリフトアップしたバスに同僚と2名でタイヤの取付を行った。その後被災者は当日の業務を終了する予定であったが、取付後のタイヤとタイヤハウスの間に頭部を挟まれた状態で発見された。
2	横手	3月	河川土木工事業 (3-1-7)	60歳代 (1年未満)	激突され	掘削用機械	農業用水路工事において、ドラグ・ショベルを使用して、チェーンリング1本で玉掛けした敷鉄板を吊り上げて移動し、別の鉄板上に降ろしたところ、チェーンリングのフックが外れて鉄板が倒れ、鉄板の振れ止めを行っていた被災者がその下敷きとなった。
3	本荘	3月	畜産業 (7-1-1)	80歳代 (1~5年)	激突され	その他の環境等	牛舎の親牛と生後約1週間の子牛が同居する房において、被災者は顔面を負傷し、意識不明の状態で見送された。被災者周辺の壁や親牛の角と頭部に血痕があり、牛に激突されたものと推定された。
4	大曲	3月	木材伐出業 (6-2-1)	30歳代 (10~20年)	激突され	立木等	樹高約20mのナラの木の伐木作業において、チェーンソーを用いて追い口を作っている時に、立木の幹が縦方向に裂けて折れ、被災者の背部に激突した。
5	能代	4月	道路建設工事業 (3-1-6)	60歳代 (10~20年)	交通事故 (道路)	トラック	被災者の運転するダンプトラックが橋を走行中に車道と歩道の間の防風柵に衝突した。
6	秋田	5月	その他の建築工事業 (3-2-9)	30歳代 (1年未満)	飛来、落下	移動式クレーン	設備の点検整備工事において、移動式クレーンで溶接機(約350kg)を吊り上げて旋回したところ、溶接機下部に付いていたオイル漏れ防止用の鉄板が外れて落下し、その下で作業していた被災者に激突した。
7	大館	7月	一般貨物自動車運送業 (4-3-1)	50歳代 (6~10年)	墜落、転落	トラック	事業場構内で大型トラックの運転席から降りる途中、ステップから足を踏み外して頭部を打撲した。その約8時間後、荷の配送のためトラックを運転中、意識障害が出現し、トラックは蛇行して防護柵に接触し対向車に衝突した後、路外に転落した。
8	大館	8月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業 (3-2-1)	40歳代 (1年未満)	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	被災者は建屋解体工事において、壁に貼られた木材を手で外していたが、体調が優れなかったため、休憩を多くはさみながら作業していた。午後2時過ぎ、気温上昇により作業が中止となったため、被災者は片付け作業を行っていたところ、熱中症で倒れ、搬送先の病院で死亡した。なお、当日の午後2時の気温は34.7度であった。
9	能代	8月	ゴルフ場 (14-3-1)	60歳代 (10~20年)	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	被災者は事業場に隣接する土木現場から、冬季に薪として使用する木材を事業場の倉庫に運搬する作業をしていたが、午前11時頃、熱中症で意識を失い、その後、死亡した。

令和5年 死亡災害発生状況（令和5年 11月 8日現在）

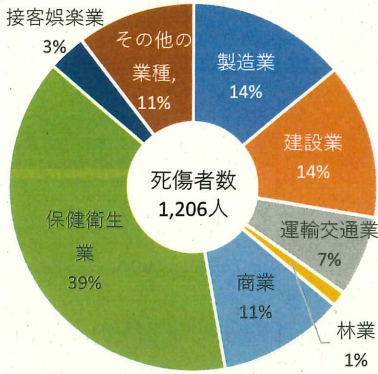
秋田労働局

No	署別	発生月	業種名	年齢 経 験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発 生 状 況
10	秋田	8月	社会福祉施設 (13-2-1)	40歳代 (1~5年)	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	被災者は事業場に戻るため社有車で県道を走行中、交差点内で、右折するため待機していた対向車のドアミラーに接触し、次いで対向車線の縁石に乗り上げてバス停の時刻標識柱等に衝突した。被災者は事故の衝撃で折れた肋骨が心臓に突き刺さり死亡した。
11	秋田	8月	一般貨物自動車運送業 (4-3-1)	60歳代 (30~40年)	交通事故 (道路)	乗用車、バス、 バイク	被災者は、幅員8メートルの市道左側車線に駐車したトラックから降車し、反対車線側に市道を横断し荷物を配達した後、信号機や横断歩道のない市道上を横断しトラック運転席付近まで戻ったところ、トラック後方からその右側を通過しようと走行してきた車両にはねられ、その下部に巻き込まれた。
12	大曲	11月	その他の清掃・と畜業 (15-1-9)	60歳代 (1年未満)	墜落、転落	建築物、構築物	被災者はごみ処理場内でごみ袋に入ったペットボトルをコンベヤに送り込む作業を行っていたが、ごみ袋の受入ホッパに落ちてコンベヤに搬送され、ごみ袋を破くための破袋機に巻き込まれて死亡した。

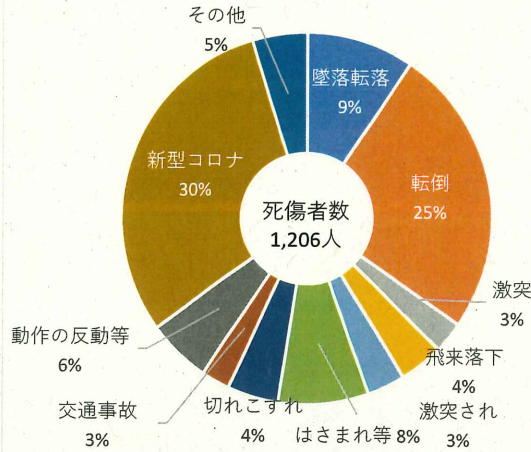
令和5年 労働災害発生状況 (10月末)

秋田労働局

令和5年1~10月 業種別統計 (全産業)



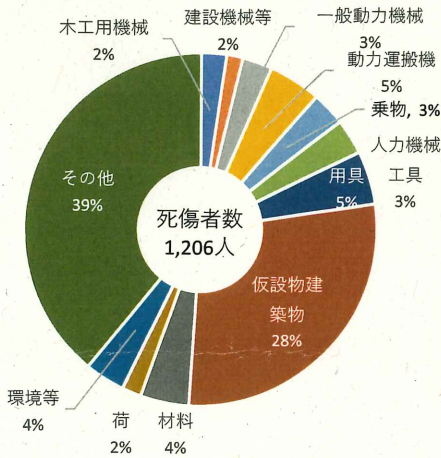
令和5年1~10月 事故の型別統計 (全産業)



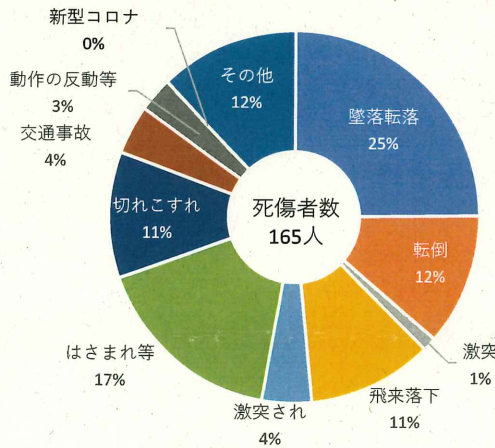
業種別 (全産業)	製造業	建設業	運輸交通業	林業	商業	保健衛生業	接客娯楽業	その他の業種	合計
令和5年	168	165	85	16	134	473	40	125	1206
令和4年	221	241	101	23	189	839	53	165	1832
増減	-53	-76	-16	-7	-55	-366	-13	-40	-626

事故の型別 (全産業)	墜落転落	転倒	激突	飛来落下	激突され	はさまれ等	切れこすれ	交通事故	動作の反動等	新型コロナ	その他	合計
令和5年	114	304	33	46	40	95	53	30	68	366	57	1206
令和4年	157	297	34	34	43	69	67	32	88	966	45	1832
増減	-43	7	-1	12	-3	26	-14	-2	-20	-600	12	-626

令和5年1~10月 起因物別統計 (全産業)



令和5年1~10月 事故の型別 (建設業)



起因物別 (全産業)	木工用機械	建設機械等	一般動力機械	動力運搬機	乗物	人力機械工具	用具	仮設物建築物	材料	荷	環境等	その他	合計
令和5年	28	18	34	58	37	39	59	342	53	21	44	473	1206
令和4年	22	20	43	43	43	37	70	359	33	19	27	1116	1832
増減	6	-2	-9	15	-6	2	-11	-17	20	2	17	-643	-626

事故の型別 (建設業)	墜落転落	転倒	激突	飛来落下	激突され	はさまれ等	切れこすれ	交通事故	動作の反動等	新型コロナ	その他	合計
令和5年	41	19	2	18	7	28	18	7	5	0	20	165
令和4年	59	18	12	14	11	19	16	6	5	73	8	241
増減	-18	1	-10	4	-4	9	2	1	0	-73	12	-76

※ 労働者死傷病報告 (休業4日以上) を集計したもの。



安全第一



# 建設現場 年末無災害運動

～ 令和5年の年末も笑顔で過ごそう ～

令和5年 **12月1日** ~ **12月31日**



無災害で  
お願いします



秋田労働局・各労働基準監督署



# 秋田労働局建設現場年末無災害運動(令和5年12月)実施要領

## 1 趣旨・目的

年末は、建設工事現場が繁忙時期に入るとともに、降雪期を迎え作業環境が厳しくもなることに伴って労働災害が増加することが懸念されるため現場の安全配慮が必要です。

また、過去にも冬季時の降雨後に発生した土砂崩壊事故のように、天候が影響した多くの自然災害が全国的に発生し、これらの対策を講じた現場の在り方も重要になっています。

このようなことから、秋田労働局では、建設事業者に対し、年末の労働災害発生を防止することを目的に、12月1日から31日までの期間を、「建設現場年末無災害運動～令和5年の年末も笑顔で過ごそう～」と定め、経営トップ・現場管理者及び現場作業員に対し、労働災害防止に向けた指導、周知等を実施します。

## 2 現場における重点実施事項

経営トップの労働災害防止に関する方針表明

- ① 経営トップによる安全衛生に係る所信の表明及び労働者への周知
- ② 経営トップや安全管理者等による安全パトロールの実施



## 3 各種労働災害防止対策の具体的実施事項

### 1 安全衛生管理体制の整備及び安全衛生活動の実施

- ① 事業場内の安全衛生管理体制の整備と安全衛生活動の活性化
- ② 建設労働者に対する安全衛生教育の徹底
- ③ 工事着手前のリスクアセスメントの実施及び作業開始前の危険予知(KY)活動の実施
- ④ 建設現場での労働災害防止のための基本的ルール遵守
- ⑤ 現場責任者による巡視及び点検の確実な実施

### 2 墜落・転落災害の防止

- ① 高さ2メートル以上の箇所での足場、作業床、手すり等の設置による墜落防止措置。これらが困難な場合、安全ネットの設置や墜落制止用器具(安全帯)の使用等の徹底
- ② 適切な墜落制止用器具(安全帯)の使用、保護帽(ヘルメット)の着用徹底
- ③ 開口部の養生及び危険箇所の表示
- ④ 足場における「より安全な措置」として、わく組足場の上さん及びわく組足場以外の足場への幅木の設置
- ⑤ 足場を設置する場合は、「手すり先行工法」を選択し、足場の組立て、解体時における墜落防止対策を徹底

### 3 建設機械、移動式クレーン等災害の防止

- ① 作業計画の策定による安全作業の確保、有資格者による運転操作の徹底
- ② 建設機械等の立入禁止区域の明確化、作業半径内の立入禁止措置の徹底及びやむを得ず立入の際の運転停止の徹底
- ③ 機械との接触防止、機械の転落等の防止のための誘導者の配置及び誘導の徹底
- ④ 荷のつり上げ作業時におけるつり荷下への立入禁止措置の徹底

### 4 土砂崩壊災害の防止

- ① 作業前等における地山の点検の実施
- ② 掘削工事における土止め支保工の設置の徹底等

### 5 転倒災害の防止

- ① 通路の整備、段差の解消(冬季には融雪剤の散布等)
- ② 適切な履物の着用
- ③ 作業場所における整理整頓及び照明の確保等

### 6 交通労働災害の防止

- ① 適正な労働時間及び走行管理等
- ② 交通法令の遵守
- ③ 安全教育の実施、交通労働災害防止の意識高揚等

### 7 不安全行動による災害の防止

- ① 危険軽視の行動を「黙認しない、見逃さない」の職場風土づくりの推進
- ② 「近道・省略行為」等のルール違反行為の禁止

### 8 職業性疾病の防止

- ① 建築物等の解体、改修工事における石綿ばく露防止対策の確実な実施
- ② アーク溶接作業における粉じん障害防止及び溶接ヒュームばく露防止対策の徹底
- ③ 化学物質取扱い作業におけるリスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の徹底

